

## 29年度めぐるエコ・プラン 取り組み結果と評価をお知らせします

環境保全課温暖化対策係 (☎5722-9034)

### 〈取り組み〉

- 1 施設における省エネルギー活動の推進
- 2 省エネルギー機器の段階的導入
- 3 新築・改築・改修時における省エネルギー・再生可能エネルギー設備などの導入ほか
- 4 低燃費車の導入
- 5 温室効果ガス吸収作用の保全・創出(区有施設などの緑化推進)
- 6 日常業務でのエコオフィス活動(省エネルギー・省資源活動)の推進

### 〈温室効果ガス排出量・エネルギー使用量〉 ▲は減数

	24年度 (基準年度)	29年度	対基準 年度比
温室効果ガス排出量 ※単位: t-CO <sub>2</sub> /千㎡ (①)	43.071	43.045	▲0.1%
エネルギー使用量 ※単位: KL/千㎡ (②)	23.415	23.079	▲1.4%

※区有施設延べ床面積1,000㎡当たり  
①は二酸化炭素換算温室効果ガス量  
②は原油換算エネルギー量

取り組み結果や評価委員会による評価の詳細は、冊子「めぐるの環境(環境報告書)」(総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階環境保全課、目黒区エコプラザで配布)のほか、ホームページでご覧になれます。

区は、全区有施設を対象とした地球温暖化対策推進実行計画(めぐるエコ・プラン)に基づいて、省エネルギー・省資源活動を推進しています。29年度の主な取り組みに対する、区民と学識経験者による評価委員会の評価をお知らせします。今後も、引き続き環境負荷の低減に努めます。

### 〈主な取り組みに対する評価〉

取り組み	評価
①～⑥	評価基準に基づいた評価は低い点を付けざるをえないが、異常気象下の中で削減の努力が見られるとの評価を受けました。次の実行計画では、気温の影響で増減したエネルギー使用量を考慮するなど、評価基準の検討を求められました
②～④	予算の範囲内で省エネ効果の高い設備や機器導入を努力している点を評価されました。家庭や職場での導入促進に向けた周知方法の検討が求められました
⑤	資源が十分でない中、出来る範囲で区有施設の緑化を推進している点が評価されました
⑥	ごみの排出量低減は評価されましたが、紙の使用量増加については、資料のペーパーレス化や町会への配布物の枚数精査などの努力を求められました

### 〈全体評価〉

異常気象下の中、対前年度比の数値まで戻したことは評価するが、温室効果ガス排出量の削減は不十分であるため、目標(★)達成に向けた抜本的な改善策の検討と、時代に即した実行計画の策定を求められました。  
★5年間で対基準年度比5%以上削減すること

## 29年度資源とごみ処理の 清掃経費をお知らせします

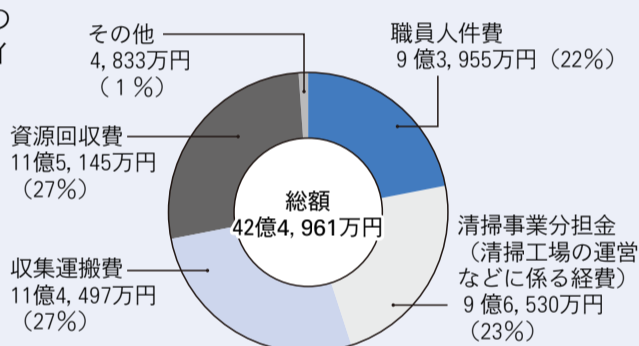
環境清掃リサイクル課管理調整係 (☎5722-9397)

29年度に区が回収したごみの量は52,801トンで、前年と比べて96トン増えました。資源とごみ処理の経費は総額42億4,961万円で、そのうち資源リサイクルの経費は11億5,145万円でした。

### 〈資源・ごみの回収量〉 単位: t(トン) ▲は減数

	28年度	29年度	増減
資源量	19,166	18,745	▲421
ごみ量	52,705	52,801	96
燃やすごみ	48,262	48,307	45
燃やさないごみ	2,169	2,156	▲13
粗大ごみ	2,274	2,338	64

### 〈29年度の清掃・リサイクル事業経費〉



※四捨五入しているため合計と一致しません

29年度の回収量を1人1日分に換算すると、資源は186g、ごみは523gになります!



「しゅーしゅーさん」

区は、ごみの減量に取り組んでいます。資源のリサイクルとごみ処理には、収集・運搬・選別が必要で、費用とエネルギーがかかります。ごみを減らすために、余分なものは買わないことや生ごみの水切りなど、一人ひとりが無駄のない生活を心掛け、できることから始めましょう。また、資源やごみの分別もご協力ください。

## NPO法制定20周年記念フォーラム

### めぐるNPO・つながろうメッセ

目黒区ボランティア・区民活動センター (☎3714-2534)

特定非営利活動促進法(NPO法)は、社会貢献活動を行う非営利団体(NPO)に法人格を付与し、健全な発展を促進することを目的に制定されました。制定20周年を記念して、区内で活動するNPO法人が参加し、情報収集や交流ができるイベントを開催します。NPOの活動に興味があるかたなども、ぜひお越しください。

詳細は目黒区社会福祉協議会ホームページ(右のコードからアクセス可)をご覧ください。か、お問い合わせください。



日時 12/9(日)13:30~16:00

会場 総合庁舎本館2階大会議室

### 内容

- 講演(13:35~14:30)  
「NPOの多様性がめぐるの未来をつくる」

講師 日本NPOセンター事務局次長 上田英司氏(右写真)

- 区内NPO法人の活動紹介と出展ブースほか

共催 目黒区



語ろう人権 家庭で地域で



### 高齢者の人権と虐待防止 ~虐待の小さな芽に気づくこと

高齢者虐待と聞いて、どのような場面を想像しますか。ニュースでは、高齢者虐待の事件として、高齢者施設や病院の職員による暴力的行為や身体拘束などを取り上げることがあります。しかし、厚生労働省が今年3月に公表した調査結果によると、高齢者施設の職員等による虐待と判断された件数が452件であるのに対し、家族や同居人などの養護者による虐待と判断された件数は16,384件と、圧倒的に多い数字となっています。

この養護者による虐待の発生要因として最も多いのが、介護疲れ・介護ストレス(27.4%)で、次に虐待者の障害・疾病(21.3%)と続いています。虐待の内容としては、身体的虐待(67.9%)が最も多く、次いで心理的虐待(41.3%)、介護等放棄(19.6%)となっています。

身体的虐待は、殴る蹴るなどの暴力的行為のほか、ベッドに縛り付けたり、外から鍵をかけて閉じ込めたりする身体拘束などの行為をいいます。また、心理的虐待は、怒鳴るなどの暴言のほか、排泄の失敗や食べこぼしを嘲笑する、侮蔑を込めて子どものように扱うことなど

います。そして、介護等放棄は、入浴や着替えをさせない、水分や食事を十分に与えない、適切な医療・介護サービスを受けさせないなど、必要な世話や配慮を怠ることです。

このように、高齢者虐待とは、他者からの不適切な扱いにより高齢者の権利利益が侵害された状態、健康などが損なわれた状態に置かれることです。この不適切な扱いは、虐待している人が無自覚に行っている場合もあります。重大な事件につながることを防ぐには、虐待の小さな芽と気づくような段階での早期発見・早期対応が大切です。

ところが、高齢者虐待の場合、虐待を受けた高齢者自身が、その事実を隠してしまう傾向があります。そのため、周囲の人が、虐待の小さな芽に気づくことが重要です。皆さんが、少しでも虐待と疑うようなことがあった場合は、迷わず高齢福祉課や包括支援センターへご連絡ください。その一言が、高齢者の尊厳を保持し、虐待という権利侵害から、高齢者を守ることとなります。

目黒区人権政策課 (☎5722-9214)